

キジハタの採捕サイズ規制に係る委員会指示について

- 現在、漁業者が資源管理のために、自主規制でキジハタの小型魚（27cm 未満）の再放流や種苗放流に取り組んでいる。
- このたび、漁業者だけでなく一般の方にも 27cm 未満のキジハタの採捕制限を適用する委員会指示の発出に向けて協議するもの。
- 今回の委員会指示については、一般県民にも関わることであることから、意見募集（パブリックコメント）を実施し、賛成意見が 2 件あり、反対意見はなかった。

1. 鳥取県における漁業者による 27 cm 未満魚再放流の自主規制に至る経緯と現状

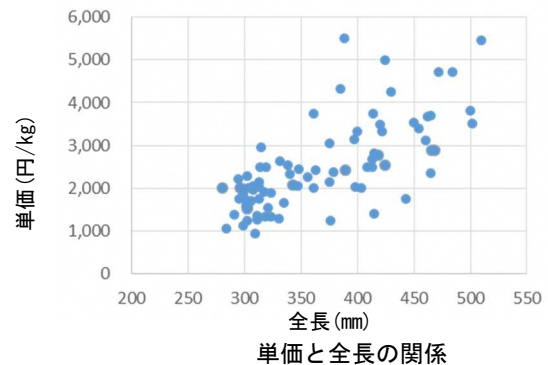
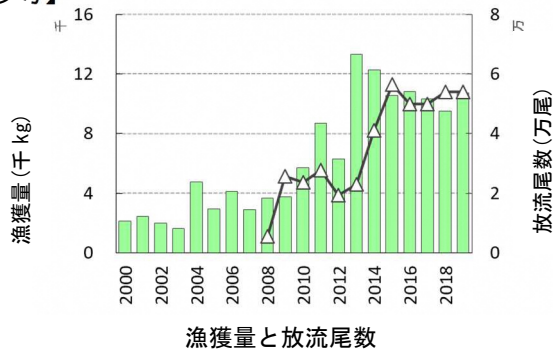
- ・ 小型魚保護のため、酒津（鳥取市）では平成 20 年から 22 cm 未満魚の保護を実施。
- ・ 平成 23 年の第 1 回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長 27 cm 未満魚の再放流を淀江（米子市）～賀露（鳥取市）で進めていくことが決定された。
- ・ 平成 28 年の種苗放流事業化を機に、県下統一で全長 27 cm 未満の小型魚の再放流に取り組んでいる

所属	取組内容
鳥取県漁業協同組合	全長 27 cm 未満魚の再放流
田後漁業協同組合	
中部漁業協同組合	
米子市漁業協同組合	
赤碕町漁業協同組合	

2. 再放流を 27cm とした理由

- ・ 産卵を本格的に始めるのは全長 27 cm 程度の個体からであること、また、本種は雌性先熟（小型魚はすべて雌で成長に応じて雄に性転換する）であるため、小型魚の保護は産卵親魚を保護することになるため。

【参考】



3. 他県の事例

山口県日本海海区漁業調整委員会・山口県瀬戸内海区漁業調整委員会

「全長 30 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りではない。」（平成 25 年 10 月 1 日から毎年）

4. 委員会指示の内容（案）

（1）キジハタ採捕の制限

船舶を使用して全長 27cm 未満のキジハタを、採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

（2）適用海域

鳥取県海面

(3) 指示の有効期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

5. パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和4年1月11日から令和4年2月7日まで

(2) 意見の募集方法（周知状況）

- ・ 県内釣具店へチラシ配布
- ・ 新聞掲載
- ・ 市町村等の公共機関窓口へチラシ配布
- ・ 水産課ホームページ掲載

(3) 応募意見

- ・ 賛成意見：2件
- ・ 反対意見：0件

番号	意見の概要
1	<ul style="list-style-type: none">・ <u>この取り組みの推進に賛成です。</u>・ 県外で定置網漁をしている者ですが私の所でもキジハタに関わらず幼魚や市場に出しても安い魚が必ず入ります。現状は、出荷すれば「金」になるということで獲れたものは全部集荷しています。・ 自分が取らなければ他の人が取る、魚が安ければ生活できないのでたくさん獲る、たくさん獲れば数は減る、数が減れば自然とサイズは小さくなるみたいな負のスパイラルが当たり前になっている流れはどこかで断ち切らないといけないと思います。・ 規制をすれば絶対反発は起こると思いますが、しなければ結果として自分たちの首を絞めることになると思います。・ この業界は過去のことにとらわれすぎていて、これからの未来を考える思考が必要だと思います。・ 「人間ベース」ではなく「魚（資源）ベース」で考えるべきだと思います。・ この取り組みが全国に広がることを願っています。
2	<ul style="list-style-type: none">・ <u>キジハタ採捕サイズ規制に賛成です。</u>・ 遊漁者の資源保護意識は低いので、条例にして取締るべきと思う。・ 産卵期の漁獲禁止期間を設定すべきと思う。・ もう遅いのかも知れないが、地元の天然魚から採卵した稚魚を放流すべきだと思う。研究が進まないうちに他県の稚魚を放流すると、交雑や画一化する恐れがある。

6. 今後の予定

- ・ 委員会指示告示（3月頃）
- ・ 周知活動（3月～6月）
※漁協、釣具店、ボートパーク等にチラシ配布、ポスター掲示
- ・ 委員会指示による規制開始（7月）

7. 根拠法令

漁業法（抜粋）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

鳥取海区漁業調整委員会告示第 号 (案)

鳥取県海面においてきじはたを採捕することについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板倉 高 司

1 指示する内容

(1) 採捕の制限

船舶を使用して全長 27 センチメートル未満のきじはたを採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

(2) 適用海域

鳥取県海面

2 指示の有効期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで